



予約は簡単  
スマホから

# 南空知の大地の恵みを体験するツアー 第一弾 三笠市・由仁町編



## ■【由仁町】千田ぶどう園「ぶどう収穫体験」

収穫したぶどうは1kgお持ち帰り!! (1kgを超えるぶどうは買い上げ  
いただきます。 (@130円/100g)  
(天候等により収穫体験ができない場合がございます。)



【三笠市】湯の元温泉旅館  
昼食（イメージ）

■出発日／2025年9月13日（土）

■旅行代金／9,500円（おとなお1人様・子ども同額）  
(※インターネットからの予約で500円引き)

※この旅行商品は南空知ふるさと市町村圏組合の補助金が適用されています。

■募集人員/30名 ■最少催行人員/12名

■食事／昼食1回

■添乗員／同行 ■バスガイド／なし

■利用バス会社／北海道中央バスグループ



【三笠市】三笠市立博物館



【由仁町】ユンニの湯



【由仁町】ゆにガーデン

## おすすめポイント！

- 三笠市立博物館・ゆにガーデンは説明付き見学します。
- 湯の元温泉旅館の名物「合鴨鍋」のご昼食です。
- 千田ぶどう園は平成10年創業で無農薬こだわって生産しています。
- 創業明治35年の地元商店「てらさわ」で地域の商品のお買物。
- ユンニの湯とゆにガーデンは選択制です。

お好きな施設をお選びください。

集合／中央バス札幌ターミナル1階待合室（出発の15分前集合）

食事

（8:45集合）中央バス札幌ターミナル<9:00出発> == 高速利用 == 【三笠市】三笠市立博物館（見学）<約60分>

朝 ×

==== 【三笠市】湯の元温泉旅館（昼食）<約60分> == 【由仁町】千田ぶどう園（ブドウ収穫体験）<約45分>

昼 ○

【由仁町】てらさわ（買物）<約30分> == 【由仁町】ユンニの湯（入浴）<約80分> == 【由仁町】ゆにガーデン（見学）

夕 ×

<約60分> == ユンニの湯（乗車）== 中央バス札幌ターミナル<18:00頃>

※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。

※三笠市立博物館では学芸員が、ゆにガーデンではガーデンの植栽係がご案内します。

※地元の歴史とこだわりある施設を巡ります。

※ユンニの湯とゆにガーデンが選択いただけます。

ユンニの湯の入浴は、タオル・バスタオル・着替えなどご持参ください。

※画像提供/三笠市・湯の元温泉旅館・ゆにガーデン・ユンニの湯



## <ご参加される皆様へお知らせ>

- 当ツアーやは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げております。集合時間・集合場所のお間違ないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツアーは出発させて頂きます。)
- バス座席割りは、当社で決めさせて頂きます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます。
- バス車内は終日禁煙とさせて頂きます。
- 緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- このパンフレットが最終行程表となります。

### 集合場所のご案内



## 中央バス札幌ターミナル (札幌市中央区大通東1丁目3番地)

JR札幌駅南口より徒歩約10分  
地下鉄バスセンター2番出口より徒歩約2分  
地下鉄大通駅3番出口徒歩約3分  
さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分

※大通バスセンターではございませんので  
お間違えのないようにお越し下さい。

## 旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後でご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定めた取扱条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス㈱(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

#### ●旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)所定の申込書に定めた事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂きます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の確認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

#### (4)申込金(お1人様)

旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円  
6万円未満 12,000円  
10万円未満 20,000円  
15万円未満 30,000円  
15万円以上 旅行代金の20%

#### ●団体グループ料金について

(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者か有しているとみなします。

(2)契約責任者は当社が定めるまでに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

#### ●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行発券の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する日程まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名によって旅行代金・取消料・追加諸費用などをお支払いいただいくことがあります。この場合のカード利用料はお客様の申し出がない限り、お客様の負担と致します。

#### ●旅行代金の返却

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はあなた代金、満6歳以上(航空機利用年齢は3歳以上)12歳未満はこれも料金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認下さい。

#### ●旅行内容の変更

当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合はいつでもやむを得ないときは変更後に説明致します。

#### ●旅行代金の変更

前項目により旅行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約内容の変更のために受けた提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、契約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならぬ費用を含みます)が増加したときはサービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額旅行代金を変更します。

#### ●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。  
②お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。  
①契約内容の重要な変更が発生したとき  
②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき  
③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき  
④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき  
⑤当社の滞るべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき  
⑥当社により旅行契約の解除及び催行中止

(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。

(2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。  
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たさないことが明らかになったとき  
②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないとい認められたとき  
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき  
④お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき  
⑤お客様の個人契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき  
この場合は旅行開始日の前日から起算してかのぼって13日目にあたる日より前日帰り旅行は3日目に当たる日より前に旅行中止の通知を致します。

⑥スキーや目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ示した旅行条件が造成しないとき  
⑦天災事変、暴動、運送・宿泊機関等の運賃・料金等のサービス提供の停止、官公庁の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき、またはその恐れが極めて大きいとき  
⑧旅行代金に含まれるもの

旅行日程に示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸料。これらの費用はお客様の都合による一部利用されなくても原則として払戻せられません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

●添乗員等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するため必要な業務とさせて頂きます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

#### ●当社の責任及び免責事項

①当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。

②手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は倍額)で賠償致します。

#### ●特別補償

当社は、当社または当社が手配を行なせた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に記載により、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害について、以下の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。

①死亡保証 1,000万円

②住院見舞金 2~20万円

③通院見舞金 1~5万円

④携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします)

⑤国内旅行保険への加入について  
ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入するをお勧めいたします。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。

⑥事故等の申出について

旅行中に事故等が生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、ご旅行代理店等に連絡して下さい。(もし、通知できなき状況のある場合は、お申込み店の販売員にお問合せ下さい)

⑦個人情報の取扱について

当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報をについて、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きが必要な範囲内で利用させて頂きます。この他当社及び販売店では

⑧当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内

⑨旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い

#### ⑩アンケートのお願い

⑪特典サービスの提供

⑫統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基礎

旅行代金は 2025年 8月 1日を基準としています  
また旅行代金については、2025年 8月 1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

**BT 北海道中央バス(株)  
シービーツアーズカンパニー**

**予約センター 011-221-0912**

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階

営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:15 土日祝定休

総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済

が出来ます。

下記のQRコード

からお進み下さい。

LINE 友だち追加



ノッテ.

ノッテ.

ノッテ.



https://kankou.chuo-bus.co.jp/

一般社団法人  
**日本旅行業協会**



旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。  
この旅行契約に関し不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。